

南国市 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集案内

	項 目	農業委員	農地利用最適化推進委員
1	要 件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者 ※農地等の利用の最適化とは、担い手への農地の集積等、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進のことです。
2	募集方法	個人や法人・団体からの推薦及び一般募集	
3	募集人員	19 名	17 名
4	職 務	農地等の利用の最適化推進に関する事項 農業委員会の所掌に属する事項 各月 1 回開催の定例総会への出席、必要に応じて現地確認、地域計画座談会への参画	区域内の農地等の利用の最適化推進活動 活動目標値が設定されています
5	資 格	選任予定日において、次のすべてに該当すること (1) 農業委員会法第 8 条第 4 項※に該当しないこと ※①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 (禁錮に処せられた者は拘禁に処せられた者とみなす) (2) 公租公課使用料等に滞納がないこと (3) 南国市に住所を有する者及び南国市内において農業経営を行っている者	
6	届出方法	推薦者は市の定める推薦書を、応募者は市の定める応募申込書を農業委員会事務局に届出てください。	
7	募集期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 7 月 31 日（木）	
8	任 期	令和 7 年 11 月 17 日～令和 10 年 11 月 16 日	選任された日～令和 10 年 11 月 16 日
9	報 酬 (月額)	会 長 55,000 円 副会長 35,000 円 委 員 25,000 円	委 員 25,000 円
10	選任方法	受付期間終了後に候補者の審査を行い、議会の同意を得て市長が任命します。	受付期間終了後に農業委員会で候補者の審査を行い、委嘱します。
11	その他	(1) 農業委員と農地利用最適化推進委員とを同時に推薦・応募は可能です。(兼務はできません) (2) 申込書等の内容は、住所、電話番号、農業所得を除きホームページで公表します。 (3) 身分は非常勤の特別公務員となり、業務には守秘義務が生じます。 農業委員の定数の過半は、認定農業者等でなければならないとされています。 ※認定農業者等とは、認定農業者、認定農業者の家族でその事業に従事している者、認定就農者などのことです。	
		南国市を 13 区域に分け、各区域から 1 名ないし 2 名を委嘱します。詳しい内容は「農地利用最適化推進委員の担当地区の範囲」をご覧ください。事務局まで直接お問い合わせください。	